

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第15回）
議事要旨

○日時

令和4年4月13日（水） 11時00分～13時00分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○欠席委員

芋生憲司委員

○オブザーバー

西尾 利哉 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
小島 裕章 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長
小笠原 靖 環境省地球環境局地球温暖化対策課長

○事務局

能村省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長
廣瀬省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
和田省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
菊野省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐

○議題

- (1) 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について
- (2) バイオマス発電の持続可能性確認に係る業界団体ヒアリング

○議事要旨

- (1) 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について
委員

- 持続可能性基準に関する論点に関して、参考資料のパブコメの中に、木質バイオマスの持続可能性についてのご意見を非常に多く頂いている。この WG の範疇ではないかもしれないが、頂いたご意見をどう考慮するかは非常に重要と思う。
- ライフサイクル GHG に関する論点において、確認方法を議論していくことになるが、2022 年度から認定する案件に対し削減の基準を求めていく中で、確認方法が定まっていない。今年度これをどのように運営していくのか確認したい。
- ライフサイクル GHG に関する論点において、燃料計画の変更に係る意見はいくつか出てきている。長期契約が終了した後の取扱いをどうするのかという点も、燃料価格の変更と併せて論点になるかと思う。
- 新たな第三者認証スキームの追加については、例年通り夏頃に議論すると承知した。
- 食糧競合とライフサイクル GHG について、今後の大きな方向性として FIT が長期にわたる事業期間を有するものと考え、認定時にしっかりと審査をした上で、その後の運用においても確認をしていく必要である。
- また、昨今の環境に対する規制の強まりや COVID-19、戦争といった予期せぬ変化を踏まえ、それぞれの事業をより環境に配慮し、経済的に効率の良いものに誘導していく視点も大切である。この観点から、新規燃料を評価するとともに、制度自体が環境的・経済的に優れているものに切り替えていくことを支援する方向であってほしい。
- この点で、中間整理のパブコメの結果は参考になる。特にライフサイクル GHG の確認手段の運用にあたって、燃料種類の変更がポジティブに捉えられるのであれば、それを妨げない方向でシームレスに移行できるようにするという視点を持っておく必要がある。これは情報開示や報告のあり方とも関わってくる。
- また、木質に関する意見がかなり多く寄せられていたと感じた。ライフサイクル GHG の計算に関しては、木質も対象に議論が進んでいると理解しており、カバーしていければと考えている。
- 今年度、情報開示や報告のあり方について議論していく中で、先立って事務局にお願いしたいことを挙げる。
- 情報開示は、国民や電力の関係者が、事業者が定められたルールに従って運用を行っているかを確認できる権利を担保するという意味で重要である。
- 今後、認証があるものとなないものが出てくると思われるが、認証があるものに関してはどういった情報を事業者から得れば公開データベース等で確認できるのか、どの程度の情報が認証団体から提示されて公開されているのかを調べた上で、今後の情報開示について議論できればと思う。
- 今年度の検討事項に関しては事務局にご説明いただいた内容で結構だと思う。昨年度はライフサイクル GHG の検討が大きく進展した。今年度はさらなる課題の解決に向けてなるべく早期に方向性が明確になるように検討が進めばと思う。

- その上で、WG がスタートした時点から 2022 年の 4 月までに、外部環境はかなり変わってきている。例として、パームオイルを巡る情勢について、第三者認証がとれているパームオイルはどの程度あり、事業が安定的に進められるだけの量の確保は今後可能かどうか、現時点での情勢についての情報を整理して欲しい。
- 食品メーカーや日用品メーカーの事業者間では、認証済みパームオイルの取り合いが起きている。事業者は燃料を確保して事業を進めていこうとされていると思うが、事業者の予見可能性を担保するためにも、海外のように既定値を整備し、予見可能性に配慮した形で対応していただければと思う。
- 木質バイオマスのライフサイクル GHG に関しては自分も非常に関心が高い。是非今年度においては木質バイオマス、特に輸入材に関して、しっかりとした見解を社会に示せればと思う。

座長

- いずれも重要な意見。特に現在の燃料調達契約が切れて新たな燃料調達契約を結ぶ場合、あるいは持続可能性を考慮して別の燃料種に切り替える際の扱いについて指摘があった。

事務局

- 委員からご指摘があったのは長期契約が切れた後の扱いと理解。昨年度の議論では、事業開始当初の計画に基づいたファイナンスが組まれている状況において、事後的に新しい基準を適用することは難しいのでは、といった議論をいただいた。その中で、事業者が取組むものとして、情報開示について議論してきたと認識している。
- 燃料の変更については、燃料種を変更することは FIT 認定も変更認定になるので、認定を再度とることになる。その場合は、持続可能性基準やライフサイクル GHG 基準を含めて今の基準に服していただくのが原則と考えている。
- 情報開示は今年度の論点である。一般論として、認証団体からどのような情報が公開されるのかは議論の過程で確認しなければならないが、誰が公表するのかという点と、FIT 制度として確認して開示するのかという点は分けて考えていかなければならない。
- パーム油の現状について、パーム油の市場はタイトになっていると認識している。発電用のパーム油の確保は、認証をとっているかどうかにかかわらず事業者も苦労していると聞いている。
- 2022 年度の認定案件から GHG の削減を求めていくことについて、ご指摘のとおり確認方法が確立していないので、確認方法が定まるまでの間に認定を取得する案件の扱いをどうするのかについては検討する必要があるかもしれない。

- 木質については、これまで WG は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス分野の議論の持続可能性について議論を行ってきたが、パブコメをはじめ木質についてご指摘があることは認識している。林野庁とも相談して、FIT 制度としてどうしていくかは必要に応じて議論していければと考えている。

オブザーバー

- パブコメでは木質バイオマスについて様々なご意見を頂いていることを認識。この問題意識を踏まえ、何を議論していただくべきかについてエネ庁と議論していきたい。

委員

- 長期の燃料調達契約について配慮する点についてはその通りと思う。他方、長期契約が終了した後も、事業者の情報公開を努力して頂くのか、あるいは長期契約終了以降については基準を満たすことを求めるのか気になっていた。

事務局

- ご意見を踏まえて今後考えていく。

座長

- 今年度議論する事項について、様々な観点からご意見を頂けたと思う。これを踏まえて事務局でご検討いただけると思う。

(2) バイオマス発電の持続可能性確認に係る業界団体ヒアリング

(一般社団法人バイオマス発電事業者協会の発表に係る質疑)

委員

- コロナの影響や監査に関わる人材不足が影響し、監査手続きが進まないためにもう一年の時間の猶予を欲しいという発表だった。そもそも対象となる搾油工場が認定要件を満たしているのに手続きが進んでいないのか、現場に要件を満たさない不備があり、是正も含めて時間がかかるのか伺いたい。
- コンサルの発注まではおおむね終わっていると理解した。資料 2 P.17 のスケジュール感を見たときに、最初のコンサル発注で 6 カ月くらいかかると考えると、12 月までに多くのものが認証取得までいくものと考えたが、そのあたりについて教えていただきたい。

一般社団法人バイオマス発電事業者協会

- 搾油工場の監査手続きが進まないことについて、搾油工場では是正が必要なケースは聞いていない。監査手続きの実施に対する理解を求めて実施する手続きに時間がかかっている状況である。
- 資料 2 P. 16 にある通り、搾油工場では 2022 年の 7 月までに認証材が搾油工場から出る予定になっていて、2023 年 4 月にバイオマス発電所で燃焼できるという状況である。現状では、2023 年 4 月の燃焼に間に合うのはおよそ 4 割程度とみている。

委員

- 現状で認証を受けているところも出てきているので、どの程度認証済みの PKS が、サプライチェーンが繋がる形で燃焼されているのかの数字が分かれば教えていただきたい。また、そのような情報を今後お出し頂くに当たって課題があれば教えていただきたい。
- 資料 2 の参考部分に記載の ARC について、WG の中ではまだ認められていないが、仮に夏に認証が認められれば、日本発ということで審査員も対応しやすいなどのメリットがあり、全体の認証スピードを速めていく効果は期待できるのか伺いたい。
- 副産物の認証はこれまでそれほど普及しておらず、新たに認証を取得される場所が多いと理解している。パーム油認証を取っている搾油工場に対する副産物の認証は、既存のパーム油認証を活用できるのか、新たに追加しなくてはならない部分があるのか伺いたい。また、資料 2 P. 26 について、認証の検討準備の費用を載せていただいているが、最小が 0 となっている。これはすでに認証を持たれているところの費用が 0 だったのか、それ以外に理由があるのか伺いたい。

一般社団法人バイオマス発電事業者協会

- すでに認証取得済みのバイオマス燃料を使っている発電所はまだないと認識している。現地のサプライヤーのうち 1 社は出荷が可能な状態であると把握している。現状の経過措置としての情報公開については 80%進んでいるところであるが、認証がとれたという情報公開の仕方については改めて検討したい。
- ARC 認証については、今年度認めていただければ、認証取得の加速は期待できる。
- パーム油の認証が取れていた場合に、その搾油工場の PKS の認証は更に必要かという点については、パーム油で認証を得ているところについては、PKS についても認証が得られると考えている。
- 資料 2 P. 26 の費用が 0 になっている箇所については、すでに認証を取得済みケースと認識している。

座長

- 一般社団法人バイオマス発電事業者協会に1点ご質問がある。資料2 P. 18に、新型コロナウイルス等の様々な影響を踏まえて、着実に対応を進めている事業者が概ね2024年3月末までには認証を取得できるという見通しを示していただいている。1年の猶予があれば、100%近くまで到達できそうか確認したい。
- また、資料2 P. 10の原産国サプライヤーのところで情報非開示22社というカテゴリーがあるが、非開示については何等かの理由があるのか。

一般社団法人バイオマス発電事業者協会

- 資料2 P. 16に、2024年4月に燃焼を開始できるようにするには、2023年の7月までに搾油工場の認証材が出せる状況にある必要がある旨を記載している。監査に既に着手している28社程度が、2022年の7月までに認証を取得できれば、2023年3月に間に合うというところである。残りの取得着手されたものも、順調にいけば残り1年で搾油工場の監査が完了し、出荷できる体制にできると考えている。
- 非開示の理由については、進捗についての情報は得られたものの、業界の競争環境の中でインドネシアかマレーシアかの情報開示はいただけなかったという背景がある。

(一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会に係る質疑)

委員

- RSPOの認証パーム油が手に入るかどうか心配している。ISCC認証で代替すべく尽力されているというお話だったが、その可能性はどのくらいか。
- また、エネルギー調達のバランスが世界的に崩れてきているなかで、マレーシアやインドネシアは、別の認証手段ができた際にそれを活用して日本に燃料を輸出してくれるのかどうかの見通しについても教えていただきたい。
- パーム油に関して、戦争によりウクライナが被害を受けており、ウクライナは大きな食料生産国であったので、この側面だけを見ても非常に大きな影響を受けている。ゼロワットパワー社は廃食油を使って稼働中というご説明があった。これについては二つの発電所においても同じような取組が可能か。廃食油は日本から海外に輸出されている話も耳にしたが状況はどうなっているか。

一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会

- ISCCの今後の可能性について、サプライヤーと事業者が話をする中で、比較的経験があるのがISCC認証であり、既にヨーロッパに輸出しているところもある。RSPOと比較して対応がしやすいと聞いており、国内でいかにワーク出来るかは一つ重要

なポイントである。2018年の調達価格算定委員会において、RSP0の認証と同等のISCC認証油が出ていると報告したことがある。

- マレーシアやインドネシアの産油国が燃料を供給してくれるのかという点については、産油国の中で国内利用が方向性として示されており、パーム油の確保が厳しい状況が続くことは想像される。これに関しては、他の新規燃料の普及を一つの方向性としてご検討頂きたい。新規燃料については海外で調達してくるというよりも、日本企業による国内生産や海外での生産も今後重視していきたい。
- ゼロワットパワー社の廃食油の利用については、設備認定の段階から廃食油の利用を前提としていた。廃食油と農業残渣から出る油の買取価格は異なる。廃食油と農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの買取価格の違いは重要な点である。
- 日本の廃食油は海外においても需要が高く、国内と競合してくるところはある。昨今の動きとして国内廃食油は出来るだけ国内で使っていこうという機運が、廃食油を出す事業者で高まっている。グリーン電力の調達といった意味合いも含め、国内循環の可能性は残っている。

委員

- 事業の安定的な継続という意味においても、今回ご説明いただいたようにリスク分散は大切と思う。認証機関や燃料についても同様である。ISCCは液体燃料についてパーム油以外でも認証を行っているとのことであったが、どのような液体燃料が対象か教えていただきたい。
- 情報公開について、エナリス社からパーム油の管理番号を示していただいていると伺ったが、一般の方が管理番号から認証の記録を調べることは可能かどうか教えていただきたい。
- 農園の情報公開をされていると伺ったが、どのような情報を公開されているのか教えていただきたい。

座長

- 資料3において、「燃料安定供給契約を締結したが量の安定的な調達の見通しが無い」との記載があったと思う。これはどういうことなのか教えていただきたい。

一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会

- ISCCで他に対象となっている液体燃料、管理番号から得られる情報については、確認の上、事務局にご報告させていただく。農園情報の内容については、製油所の名称、区分、住所、地図情報を掲載している。
- 資料3の記述の点については、安定供給については合意が取れたものの、全量の確保については至っていないとの趣旨である。

(その他)

事務局

- 第二次中間整理のパブコメでは、22 件のご意見を頂いた。詳細は割愛するが、事務局から回答を整理し、公表している。頂いたご意見は今後の WG での議論に必要な応じて使わせていただく。

座長

- 今年度初めての WG であるが、議論すべき論点を含め、貴重なご意見を頂いた。事務局は次回以降のワーキングの検討に反映するよう準備を進めていただきたい。

事務局

- 次回以降の WG については日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365